

# 令和7年度 茨城町職員採用試験【後期日程】



あなたの情熱と行動力で茨城町に満開の笑顔を

## ○令和8年4月1日採用区分

試験区分・職種	受験資格	採用予定人数
事務職	次の要件をすべて満たすこと (1) 平成2年4月2日以降に生まれた人 (2) 学校教育法による高等学校以上を卒業または令和8年3月31日までに卒業見込みである人	3名程度
事務職【ICT・デジタル】	次の要件をすべて満たすこと (1) 平成2年4月2日以降に生まれた人 (2) 学校教育法による高等学校以上を卒業または令和8年3月31日までに卒業見込みである人 (3) 次の①または②のいずれかに該当する人 ① 令和7年3月31日時点で、民間企業等に常勤職員として情報システムの開発・管理・運営に関する実務経験を通算して3年以上有している。 ② 独立行政法人情報処理推進機構が行う情報処理技術者試験において「応用情報技術者試験」以上のレベルの試験に合格している。	若干名
土木職	次の要件をすべて満たすこと (1) 平成2年4月2日以降に生まれた人 (2) 学校教育法による高等学校以上を卒業または令和8年3月31日までに卒業見込みである人 (3) 次の①、②、③のいずれかに該当する人 ① 土木に関する専門課程を履修（専攻）し、高等学校以上を卒業している。（卒業見込を含む） ② 土木施行管理技士（級は問わない）の資格を有している。 ③ 令和7年3月31日時点で、民間企業等において、土木に関する実務経験を通算して3年以上有している。	若干名
消防職	次の要件をすべて満たすこと (1) 平成13年4月2日から平成20年4月1日までに生まれた人 (2) 学校教育法による高等学校以上を卒業または令和8年3月31日までに卒業見込みである人 (3) 茨城町内に居住し得る人	若干名

※ 令和7年度茨城町職員採用試験【前期日程】に申し込みをした人は、【後期日程】に申し込むことができません。

- 試験日 第1次試験 11月23日(日)
- 試験会場 茨城町役場（茨城町大字小堤1080）または茨城町消防本部（茨城町大字小堤1736番地5）
- 試験内容 職務能力試験、職場適応性検査、論文（作文）試験
- 受付期間 10月6日(月)～11月7日(金) 午後5時15分まで

試験内容の詳細等は、「試験実施案内」をご確認ください。  
試験実施案内は町ホームページまたは茨城町役場総務課窓口で取得できます。  
また、試験申込は「[いばらき電子申請・届出サービス](#)」で受け付けします。  
申込方法等は試験実施案内または町ホームページをご覧ください。  
【問合せ先】 総務課 人事グループ ☎ 029-240-7125（直通）



町ホームページはこちら

# 災害に備えて自主防災組織を結成しましょう

## 自主防災組織とは

災害時に、個人の力で対応するには限界があります。また、大規模災害時には、救助要請の増加や交通事情の悪化などにより、消防車などが現場に到着するまでに、時間を要する場合があります。いざという時のために、地域で協力・連携できる体制を整えておくことが大切です。

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」という、共助の考え方にに基づき、地域住民が協力・連携し、災害から身を守ることを目的として、行政区単位などで結成される組織です。

災害時には、互いに声かけや避難誘導等を行うことで助け合うとともに、平時においても、地域の災害リスクの確認や防災資機材の整備等を行い災害に備えることで、地域の被害をできる限り軽減することができます。

## 自主防災組織の活動のイメージ

### ○平時

- ・災害時の連絡網の構築・確認
- ・地域の災害リスクの確認
- ・防災資機材の整備・管理
- ・防災イベントへの参加 など

### ○災害時

- ・地区内の安否確認
- ・避難の声かけ など

## 自主防災組織の結成支援・補助金制度

町では、行政区を対象に、自主防災組織結成の支援を目的とした補助金制度を創設しています。申請の手続きや組織作りに当たっては、町でサポートしますので、お気軽にご相談ください。

一律補助金	資機材補助金
<b>2万円</b>	<b>最大20万円</b>
組織設立に係る諸経費として一律に補助	防災資機材の購入に要した費用を補助

詳細は二次元バーコードから



## 自主防災組織に関するQ&A

**Q：あまり活動できる見込みがないけれど、結成できますか？**

**A：結成できます。無理なく活動を続けられることが大切です。**

積極的な防災活動も大切ですが、無理なく活動を続けられることが重要です。

例えば、平時には、災害時の連絡体制の確認や防災資機材の管理を中心に行うことで、少ない負担で災害に備えることができます。また、災害時も、救助活動や消火活動を無理に行わず、消防等へ速やかに通報するようにすれば、住民の負担を減らすことができます。

**Q：地区に消防団があるから、自主防災組織を結成する必要はないのでは？**

**A：自主防災組織には、消防団と別の役割があります。**

災害時には、消防団も活動することが想定されますが、手が回らないことや出動により地元にはいないことも想定されます。自主防災組織は、自分たちの地区を守るために、自分たちができる防災活動を行うために結成する組織です。消防団の有無にかかわらず、災害時に地域住民だけで身の安全を確保できるような体制を作っておくことが大切です。

【問合せ先】 総務課 防災・危機管理グループ ☎ 029-240-7125（直通）